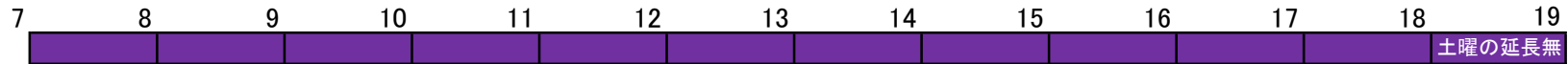
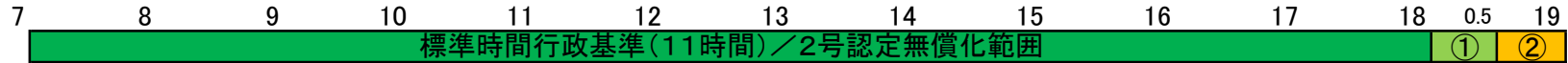


認定による保育時間と実費徴収

平日開園時間(12時間) ※土曜日は18時まで。



☆2号、3号認定標準時間保育



①は、たちばな独自の無償化部分です。

②は、延長保育料金として1日利用で100円かかります。

※17時30分におやつ代100円がかかります。19時以降の保育は原則おこないませんが、利用した場合は1分100円徴収します。

☆2号、3号認定短時間保育

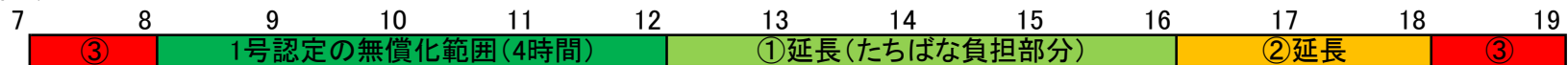


①は、2号認定短時間の方の早朝保育になります。1日利用で200円かかります。

②は、2号認定短時間の方の延長保育になります。1日利用で300円かかります。

※17時30分におやつ代100円がかかります。19時以降の保育は原則おこないませんが、利用した場合は1分100円徴収します。

☆1号認定



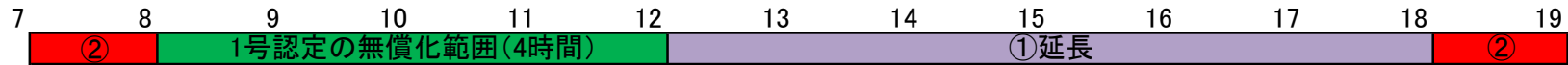
①は、たちばな独自の無償化部分です。(月額6,000円分をたちばなで負担いたします。)

②は、延長保育料として1日利用で200円となります。

③は、1号認定のお子さまは原則保育をおこないません。利用した場合は1分単位で100円徴収します。

※17時30分におやつ代100円がかかります。午前8時前、18時以降の保育は原則おこないません。利用した場合は1分100円徴収します。
 ※1号認定のお子さまは原則土曜保育は行いません。

☆新3号、新2号



①保育が必要と認められた場合に無償化の対象となります。【月に20日、上限9,000円まで】

②は、新3号、新2号認定のお子さまは原則保育をおこないません。利用した場合は1分単位で100円徴収します。

※17時30分におやつ代100円がかかります。午前8時前、18時以降の保育は原則おこないません。利用した場合は1分100円徴収します。
※新3号、新2号認定のお子さまは原則土曜保育は行いません。一時保育をご利用ください。

☆育児休暇中の在園児保育時間



①は、育児休暇中の在園児のお子さまは原則保育をおこないません。利用した場合は1分単位で100円徴収します。

※諸事情により17時30分におやつを食べた場合おやつ代100円がかかります。
※育児休暇中の在園児のお子さまは、原則土曜保育は行いません。

☆給食費について

・3号認定(0, 1, 2歳児)は、無償のまま変更なし

・2号認定(3, 4, 5歳児)は、月額で副食費4,500円と主食代1,000円の合わせて5,500円の徴収となります。
※年収360万未満相当世帯の子どもは副食費が免除。(保育料票のA,B,C階層、2号のD階層で所得割額57,700円未満の世帯)
※所得に関わらず、第3子以降の子どもは副食費免除。

・1号認定(満3, 3, 4, 5歳児)は、月額で副食費2,000円と主食費1,000円の合わせて3,000円の徴収となります。
※1号認定児は、土曜利用ができない、夏季休み等あるため、2号認定児副食費と金額差があります。

・新3号、新2号は、1号と同じ扱いとなります。